

## 別紙 1

### 県外保険者の被保険者分に係る乳幼児、重度心身障害者及び母子家庭等医療費レセプト等の作成要領

#### 1. レセプトの作成

国民健康保険分と乳幼児、重度心身障害者及び母子医療等（以下「乳障母医療」という。）の医療費請求書は、それぞれ別にレセプトを作成することとなります。

- ①国民健康保険分は、国保単独レセプトを作成して下さい。
- ②乳障母医療は、乳幼児・障害者・母子医療費レセプト（医保単独「家族」レセプトの複写分。なお、「本人」分を使用されても結構です。）に次頁の記載要領を参照のうえ、作成してください。

#### 2. 請求書の作成

- ①国民健康保険分は、診療報酬請求書を作成してください。なお、上記1、①で作成した以外に同一保険者へのレセプト請求がある場合には、1枚の診療報酬請求書にまとめてください。
- ②乳障母医療は、乳障母医療費請求書を作成してください。

#### 3. 総括票の記入

乳障母医療については、「障害者・乳幼児・母子医療合計の国保」欄に件数、点数を記入（合算）してください。

#### 4. レセプト等の編綴について

乳障母医療費請求書と乳幼児・障害者・母子医療費レセプトをまとめ、レセプト等の最後に編綴してください。（医保 乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費レセプトには縫じ込まないでください。）